

臨時給付金のお知らせ

平成26年4月の消費税率引き上げに伴い、所得の低い人の家計への影響を緩和するため、臨時福祉給付金を支給します。
また、賃金引上げの恩恵が及びにくい障害・遺族基礎年金受給者を支援するため、年金生活者等支援臨時福祉給付金を支給します。

○臨時福祉給付金

対象者

平成28年1月1日現在で、日高町の住民基本台帳に登録されている人(外国籍の中長期在留者等の人を含む)で、平成28年度分の町民税(均等割)が課税されていない人(課税されている人に扶養されている場合や生活保護を受給している場合などは対象外)

支給額
1人につき**3千円**



○障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金

対象者

平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、障害基礎年金または遺族基礎年金の平成28年5月分を受給している人(年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)を受給した人を除く)

支給額
1人につき**3万円**

○申請方法

- ・申請先
住民福祉課
- ・申請期間

平成28年10月1日(土)

～平成29年1月4日(水)

・必要書類

■本人確認書類(運転免許証、パスポートの写し、健康保険証や年金証書など顔写真がついていないものは、官公署から発行されているものが二点必要です)

■口座が確認できる書類(金融機関名、口座番号、口座名義人「カナ」がわかる通帳やキャッシュカードの写し)

■年金額改定通知書・年金証書など(平成28年5月分の障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方のみ)

※支給対象者と思われる人に申請書および案内文(お知らせ)を9月下旬に送付しておりますので、内容を確認のうえ申請してください。
詳しくは住民福祉課(☎63・3800)まで。

3800)まで。

■臨時給付金制度の概要については「厚生労働省専用ダイヤル」(☎0570・037・192)まで。平日の9時から18時まで(土・日曜日、祝日は除く)

ご用心

「臨時福祉給付金」をよそおった「振り込め詐欺」や「個人情報」の詐取の発生が予測されます。ご注意ください。

お心当たりのある方は、役場や最寄りの警察署(または警察相談専用電話#9110)までご連絡ください。



配偶者からの暴力を理由に避難している方について

配偶者からの暴力を理由に、基準日(平成28年1月1日)時点で日高町へ住民票を移せないまま居住されている方は、事前に申出が必要です。

また、申出には一定の要件が必要ですので、詳しくは、住民福祉課(☎63・3800)まで。



健康推進課 お知らせ

お問い合わせは、
(☎63・3801)まで。

風しん予防接種の 費用を助成します

妊婦、とくに妊娠初期の女性が風しんにかかると、生まれてくる赤ちゃんが、耳が聞こえにくい、目が見えにくい、生まれつき心臓に病気があるなど「先天性風しん症候群」という病気にかかってしまうことがあります。

予防のためには、妊娠する可能性のある女性は事前に予防接種を受けておくことが大切です。

また、パートナーの方も風しんを発症しないよう注意しておく必要があります。

日高町では、妊娠を希望している女性と、妊婦さんの夫への風しん予防接種または、麻しん・風しん混合予防接種の費用を助成します。

《対象者》

日高町に住所を有する方で、左記の事項に該当する方

● 19歳～49歳の妊娠を予定

または希望している女性

(昭和41年4月2日～平成10年4月1日生)

※接種を希望する方は、妊娠していない時期に接種し、接種後2か月間は妊娠を避ける必要があります

● 妊娠している女性の夫

(母子健康手帳で確認します)

《助成期間》

平成28年4月1日

～平成29年3月31日

《助成方法》

● 助成券の発行による助成

健康推進課へ申請して無料接種券・予診票の交付を受けてください。次に、医療機関に予約し、それらを持参して接種を受けてください。

◇ 申請に必要なもの…印鑑

(母子健康手帳〔妊娠してる女性の夫〕)

● 償還払いによる助成

接種完了後、医療機関に接種費用をお支払いください。

必要書類をご持参の上、健康推進課へ費用の償還を申請してください。

◇ 申請に必要なもの…印鑑・領収書・接種済証・振込先の通帳(母子健康手帳〔妊娠してる女性の夫〕)

詳しくは、健康推進課(☎63・3801)まで。

一般不妊治療費の 助成について

少子化社会の中、不妊や不育に悩んでいるご夫婦を支援するため、一般不妊治療費の一部を助成します。

■ 対象者

左記の全ての要件を満たす方
・ 法律上の婚姻をしている夫婦であること
・ 夫または妻のいずれか、あるいは両者が和歌山県内に1年以上住民登録していること
・ 各種医療保険に加入されていること

・ 夫婦の前年度の合計所得が730万円未満であること

■ 助成内容

助成額…1年度につき20万円を限度に助成

助成期間…連続する2年間の費用を助成

■ 対象となる治療

・ 医療保険各法に規定する療養の給付が適用となる不妊治療および不育治療

・ 医療保険適用外の不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精を除く治療

・ 治療の一環として行われる検査、及び治療開始前に不妊原因を調べるための検査

・ 医療保険適用の有無に関わらず、不育治療及び検査費用

■ 申請について

申請は健康推進課まで。

一般不妊治療終了後、申請書に係る書類を添付して、平成29年3月末日までに申請してください。

(ただし、治療が1月末日である場合は4月末日まで、2月末日である場合は5月末日まで、3月末日である場合は6月末日まで申請できます)

申請書および関係書類について、詳しくは健康推進課(☎63・3801)まで。